

飯田都市計画道路 3・3・6号北方座光寺線

平成31年長野県告示第36号の土地の区域のうち、飯田市北方の一部を変更する。

飯田都市計画道路 3・3・45号竹佐北方線

飯田市竹佐、久米、中村、三日市場、大瀬木及び北方の各一部を追加する。

3 縦覧場所

長野県建設部都市・まちづくり課、長野県飯田建設事務所、飯田市役所

都市・まちづくり課

長野県北信建設事務所告示第10号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から令和4年11月25日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県北信建設事務所において、一般の縦覧に供します。

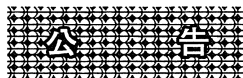
令和4年11月7日

長野県北信建設事務所長 関 克 浩

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 中野小布施線
- 3 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延 長
中野市西一丁目1713番の7地先から 中野市西一丁目1665番の8地先まで	旧	m 6.0～9.5	km 0.2043
同 上	新	16.0～20.7	0.2054

道路管理課



公告

県営柳原地区土地改良事業の変更計画を定めましたので、次のとおり縦覧に供します。

この処分について不服があるときは、土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第6項において準用する同法第87条第6項の規定により、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に長野県知事に審査請求をすることができます。

また、この変更計画を定めたことを知った日の翌日から起算して6月以内に、長野県を被告として、この処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。

令和4年11月7日

長野県知事 阿 部 守 一

- 1 縦覧に供する書類
県営柳原地区土地改良事業変更計画書の写し
- 2 縦覧の期間
令和4年11月8日から令和4年12月6日まで
- 3 縦覧の場所
飯山市役所

農地整備課

公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第67条第1項第1号の事由による千曲市漆原土地改良区の解散を、令和4年11月1日認可しました。

令和4年11月7日

長野県知事 阿部 守一

農地整備課